無縁墳墓等改葬公告

墓地の整理改葬事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十七年六月十二日

一　墳墓等所在地　東京都国分寺市本多四丁目二番二号

一　墳墓等の名称　祥應寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　①本籍不詳　小泉歌子、小泉　力男、小泉　廣作　②本籍不詳　大沢　福子、大沢　直治、大沢　キチ

一　改葬を行おうとする者　東京都国分寺市本多四丁目二番二号　宗教法人祥應寺　代表役員　本多　晴敬

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年六月十二日

一　墳墓等の名称及び所在地

円満坊　静岡県浜松市西区大山町四二〇番地

池の坊　静岡県浜松市西区大山町五一七番地

一　死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳

円満坊墓地　豊田秋蔵、波津、他十四基

池の坊墓地　児玉喜満、他十二基

一　改葬を行おうとする者　静岡県浜松市西区大山町九二八番地　西大山区長　原野　栄司

低濃度ＰＣＢ無害化処理事業に係る環境影響評価方法書の公告

青森県環境影響評価条例第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称　東京鐵鋼株式会社

代表者　代表取締役社長　吉原　毎文

所在地　東京都千代田区富士見二―七―二

二、対象事業の名称

低濃度ＰＣＢ無害化処理事業

三、対象事業の種類

廃棄物処理施設（ＰＣＢ処理施設）の設置

四、対象事業の規模

既設　焼却施設（燃焼炉）

廃油　６・７キロリットル／日

新設　焼却施設（固定床炉）

汚染物　７・２トン／日

新設　焼却施設（小型焼却炉）

処理物　２２５キログラム／日

五、対象事業実施区域

青森県八戸市大字河原木字海岸一七―六

六、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

青森県八戸市

七、方法書及び要約書の縦覧場所

八戸市環境保全課（市庁舎　別館　二階）

東京鐵鋼㈱　八戸工場　事務所

八、方法書及び要約書の縦覧期間

平成二十七年六月十五日（月）から平成二十七年七月十四日（火）まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

九、方法書及び要約書の縦覧時間

午前九時から午後五時まで

縦覧期間中は左記のウェブサイトにて本方法書及び要約書をご覧いただけます。

http://www.tokyotekko.co.jp/assess/houhousyo.html

十、意見書の提出

本方法書について環境の保全の見地から意見を有している場合は、左記の記載事項を記入し書面にて提出してください。

㈠　氏名及び住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

㈡　意見書の提出の対象である方法書の名称

㈢　方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

十一、意見書の提出期限

平成二十七年七月二十八日（火）午後五時

但し、郵送の場合は当日の消印有効です。

十二、意見書の提出先・問合せ先

郵便番号〇三九―一一六一

青森県八戸市大字河原木字海岸四―一一

東京鐵鋼株式会社　八戸工場　研究開発課宛

電話　〇一七八―二八―六五六一

（土曜日、日曜日、祝日を除き午前九時から午後五時まで）

電話やファックス、メールによるご意見・ご質問はお受けできませんので御了承下さい。

平成二十七年六月十二日

東京都千代田区富士見二―七―二

東京鐵鋼株式会社

代表取締役社長　吉原　毎文

債権申出の公告

この度、当社の日本支店は清算手続に入ることとなりましたので、当社に債権を有する方は、平成二十七年八月十二日までにお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月十二日

東京都千代田区内幸町一丁目一番七号ＮＢＦ日比谷ビル一一階弁護士法人中央総合法律事務所

ファースト・ナショナル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ日本支店　清算人　錦野　裕宗

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月十二日

福島県会津若松市町北町大字始字見島八三番地

會津通運株式会社

代表取締役　渡邉　泰夫

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　株式の種類及び数

鈴木　良一　福島県会津若松市中央三丁目八―二八　普通株式　四、〇〇〇株

星野昇七郎　福島県会津若松市材木町四七四　普通株式　八〇〇株

宍戸　一郎　福島県会津若松市門田町日吉一二六三　普通株式　五〇〇株

齋藤啓四郎　福島県会津若松市城東町一四―五四　普通株式　三〇〇株

芳賀　義男　福島県会津若松市大町四―四五五　普通株式　二〇〇株

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年６月12日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社徳田商会　②東京都知事(8)45242　③代表取締役　徳田藤市　④東京都墨田区東墨田１丁目９番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区築地５丁目３番１号　東京国税局長　財務事務官　藤田利彦

債権申出の公告

当社は、平成二十二年五月二十日付で破産終結決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十七年一月六日、横浜地方裁判所小田原支部（平成二十六年（ヒ）第十一号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月十二日

神奈川県平塚市北金目八七五番地五

栗田興業株式会社

代表清算人　船津　大介

連絡先　神奈川県平塚市代官町九番二六号　エム・宮代会館二階　平塚法律事務所